

【別記2ア】 (会員認定申請書(継続・GHG有)の様式(例))

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する  
木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書(継続)

令和 年 月 日

秋田県森林組合連合会 殿

(申請者)

会員の所在地 :

会員の名称 :

代表者の氏名 :

認定番号 :

貴会の認定を得て合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

今回の申請には、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況
- 5 分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理の方針
- 6 その他(注)

注: その他には、資格(ISO, JAS等)を持っていれば記入して下さい。

【別記2イ】 (会員認定申請書（継続・G H G無）の様式（例）)

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する  
木質バイオマスの証明に係る会員認定申請書（継続）

令和 年 月 日

秋田県森林組合連合会 殿

(申請者)

会員の所在地 :

会員の名称 :

代表者の氏名 :

認定番号 :

貴会の認定を得て合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数 :
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の木材・木材製品、間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
- 5 分別管理、G H G関連情報管理等及び書類管理の方針
- 6 その他（注）

注：その他には、資格（I S O, J A S等）を持っていれば記入して下さい。

## 【別添1-1】

### 分別管理及び書類管理方針書（例）

○○事業者  
令和 年月日作成

本方針書は、秋田県森林組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和6年10月1日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

#### （適用範囲）

本方針書は、当社において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

#### （分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、○○○○（氏名のもしくは役職）を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

#### （分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製成品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

#### （書類管理）

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別添 1-2】

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書

○○事業者

令和 年月日作成

本方針書は、秋田県森林組合連合会 が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和6年10月1日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社製材工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理・GHG関連情報管理等責任者)

- ・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、○○○○（氏名もしくは役職）を分別管理・GHG関連情報管理等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製材品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

(GHG関連情報の管理等の実施)

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、(4)に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載

量、輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG関連情報を適切に管理する。

- ・出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面(電子媒体も可)により伝達する(由来証明と同時に伝達することを原則とする)。
- ・出入荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

(書類管理)

- ・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告(GHG関連情報を伴うものの数量を含む。)として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出入荷及び在庫に関する情報(GHG関連情報を伴うものの情報を含む。)が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上